

第 28 号

工事請負契約の締結について

熊本港物流拠点機能向上（ガントリークレーン製作据付）工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 工 事 名 熊本港物流拠点機能向上（ガントリークレーン製作据付）工事
- 2 工 事 内 容 ガントリークレーン製作据付工
- 3 工 事 場 所 熊本市西区新港二丁目地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和6年9月30日まで
- 5 契 約 金 額 1, 148, 400, 000円
- 6 契約の相手方 東京都中央区築地五丁目6番4号
株式会社三井E&Sマシナリー
代表取締役社長 田中一郎
- 7 契約の方法 一般競争入札

（提案理由）

熊本港物流拠点機能向上（ガントリークレーン製作据付）工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。